



# 島根県報

平成16年 3月30日 (火)  
号外 第 44 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

島根県立病院使用料及び手数料条例第 2 条第 3 項の規定による使用料及び手数料  
の額の一部改正 (医 療 対 策 課)

## 告 示

### 島根県告示第380号

島根県立病院使用料及び手数料条例第 2 条第 3 項の規定による使用料及び手数料の額 (昭和48年島根県告示第235号) の一部を次のように改正し、平成16年 4月 1日から施行する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

「(消費税法(昭和63年法律第108号)別表第 1 第 8 号の規定に該当するもの以外のものにあつては、当該額に100分の105を乗じて得た額)」を削り、患者外給食料の項中「590円」を「620円」に、「760円」を「798円」に改め、人工妊娠中絶術料の項中「50,000円」を「52,500円」に、「69,000円」を「72,450円」に、「100,000円」を「105,000円」に改め、先天性代謝異常検査採血料の項中「4,000円」を「4,200円」に改め、羊水染色体検査の項中「62,000円」を「65,100円」に改め、リング挿入料の項中「25,000円」を「26,250円」に改め、リング抜去料の項中「10,000円」を「10,500円」に改め、リング交換料の項中「30,000円」を「31,500円」に改め、人工授精料の項中「13,800円」を「14,490円」に改め、体外受精料の項中「42,000円」を「44,100円」に、「22,000円」を「23,100円」に、「17,000円」を「17,850円」に、「37,000円」を「38,850円」に、「55,000円」を「57,750円」に、「32,000円」を「33,600円」に、「28,000円」を「29,400円」に改め、短期人間ドックの項中「62,600円」を「65,730円」に、「3,000円」を「3,150円」に、「26,000円」を「27,300円」に、「2,000円」を「2,100円」に改め、外来人間ドックの項中「38,000円」を「39,900円」に、「3,000円」を「3,150円」に、「2,000円」を「2,100円」に改め、血縁者間の骨髄移植に係る組織適合検査(HLA検査)料の項中「32,000円」を「33,600円」に改め、遺体処理料の項中「17,300円」を「18,165円」に、「4,300円」を「4,515円」に改め、特別病室使用料の項中「18,000円」を「18,900円」に、「12,000円」を「12,600円」に、「6,000円」を「6,300円」に、「5,000円」を「5,250円」に、「4,000円」を「4,200円」に改め、診療材料費の項中「800円」を「840円」に、「4,600円」を「4,830円」に、「7,000円」を「7,350円」に改め、レントゲンフィルム複写料の項中「880円」を「924円」に、「800円」を「840円」に改め、歯科診療費の項中「50,000円」を「52,500円」に、「10,000円」を「10,500円」に、「24,000円」を「25,200円」に、「11,000円」を「11,550円」に改め、乳房マッサージ料の項中「2,300円」を「2,415円」に改め、健康診断料(短期人間ドック及び外来人間ドックを除く。)の項中「15円」を「15円75銭」に改め、おむつ使用料の項中「700円」を「735円」に、「350円」を「368円」に、「500円」を「525円」に改め、病衣使用料の項中「70円」を「74円」に改め、衣類洗濯料の項中「2,800円」を「2,940円」に、「1,500円」を「1,575円」に改め、非紹介患者初診時加算料の項中「1,500円」を「1,575円」に、「400円」を「420円」に改め、再診時特定医療費の項中「420円」を「441円」に改め、入院期間が180日を超えた日以後の入院料の項中「930円」を「1,460円」に、「1,210円」を「1,901円」に改め、同項ただし書を削り、風しん予防接種料の項中「7,400円」を「7,770円」に、「4,800円」を「5,040円」に改め、麻しん予防接種料の項中「7,400円」を「7,770円」に改め、流行性耳下腺炎<sup>せき</sup>予防接種料の項中「7,400円」を「7,770円」に改め、ツベルクリン反

応検査料の項中「4,800円」を「5,040円」に改め、BCG接種料の項中「4,500円」を「4,725円」に改め、肺炎予防接種料の項中「6,800円」を「7,140円」に改め、水痘ワクチン接種料の項中「9,400円」を「9,870円」に改め、百日咳ジフテリア破傷風予防接種料の項中「5,900円」を「6,195円」に、「3,200円」を「3,360円」に改め、ジフテリア破傷風予防接種料の項中「6,100円」を「6,405円」に、「3,400円」を「3,570円」に改め、インフルエンザ予防接種料の項中「6,400円」を「6,720円」に、「3,800円」を「3,990円」に改め、日本脳炎ワクチン接種料の項中「5,800円」を「6,090円」に、「3,000円」を「3,150円」に改め、ポリオワクチン経口接種料の項中「4,700円」を「4,935円」に、「2,100円」を「2,205円」に改め、クエン酸シルデナフィル製剤の項中「1,100円」を「1,155円」に、「1,300円」を「1,365円」に改め、低用量経口避妊薬の項中「1,300円」を「1,365円」に改め、ニコチンパッチの項中「430円」を「452円」に、「400円」を「420円」に、「380円」を「399円」に改め、文書料の項中「1,200円」を「1,260円（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,200円）」に、「1,900円」を「1,995円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,900円）」に、「1,500円」を「1,575円」に、「500円」を「525円」に、「1,100円」を「1,155円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,100円）」に、「1,600円」を「1,680円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,600円）」に、「2,400円」を「2,520円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、2,400円）」に、「3,500円」を「3,675円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、3,500円）」に改める。